

令和7年度「静岡県医学修学研修資金」 順天堂大学地域枠の御案内

<目次>

概要（応募条件・返還免除条件）	1
参考	3
貸与制度に関するQ & A	5

静岡県は、文部科学省の医学部入学定員増員計画に基づき、順天堂大学と連携し、地域医療を担う医師を養成することを目的として「順天堂大学 静岡県地域枠」により入学した医学生に「静岡県医学修学研修資金 順天堂大学地域枠」貸与を実施します。

大学卒業後、静岡県キャリア形成プログラムに従い、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等で勤務していただくことにより、貸与した資金全額の返還を免除します。

※本制度は、令和7年度静岡県一般会計予算の成立を条件とします。

（予算は、静岡県議会2月定例会で審議されます。）

1 貸与人数

5人

2 申請資格

令和7年度 順天堂大学 静岡県地域枠入学者

他県または県内市町等から同種の奨学金（卒業後の医師としての就業先を制限する条件（返還免除条件として定める場合を含む）のある奨学金・貸付金）の受給は御遠慮ください。

3 貸与金額

年間240万円（月額20万円×12ヶ月）

＊ 1年分を3回に分け、本人名義の口座に振り込みます。

4 貸与期間

入学年度から大学卒業の年度までの6年間

5 返還免除の条件

以下の（１）から（２）までの要件を全て満たしたときに、貸与した資金全額の返還を免除します。

（１）大学卒業後、2年以内に医師免許の登録を完了すること。

（２）在学中は「キャリア形成卒前支援プラン」※の適用を受け、卒業後は「静岡県キャリア形成プログラム」※に従い、静岡県内で医師として9年間勤務すること。

＊ 返還免除を受けるための勤務（＝9年間）は、大学卒業後16年間が経過するまでに完了することが必要です（履行期限）。

＊ 勤務先として指定する可能性のある病院は別表1のとおりです（令和6年9月1日時点）。

※ 出産・育児で休業等をした場合は、その休業等をした期間に相当する期間、履行期限を延長します（4ページの別表2参照）。

＊ 県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をしたときの返還免除を受けるための勤務期間の計算は、4ページの別表3のとおりとなります。

＊ 返還免除を受けるための勤務期間に達しない場合でも、静岡県キャリア形成プログラムの適用勤務期間（臨床研修を行った期間を除く）が3年に達した場合には、貸与した資金の返還を一部免除する場合があります。

※ 「キャリア形成卒前支援プラン」とは、静岡県が地域医療へ貢献する意思を有する学生に対して、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるよう支援することを目的に策定するものです。

※ 「静岡県キャリア形成プログラム」とは、「医師が不足している地域における医師の確保」と「当該地域に派遣される医師の能力開発・向上を図ること」を目的として、医師が不足する地域の医療機関における就業期間等の諸条件を定めたものです。詳しくは 5 ページ以降に記載の静岡県医学修学研修資金貸与制度 Q & A を参照してください。

6 返還

返還免除を受けない場合は、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学研修資金に利息（年利 10％）を付して一括で返還していただきます。

- * 6 年間貸与を受けた場合の利息額はおよそ 450 万円程度です。
- * 返還期限を遅れて返還する場合は、上記の返還金額に加えて、延滞利息（年利 15％）を納付していただきます。

7 連帯保証人

貸与を受けるには、以下の条件を満たす 2 名の連帯保証人を立てる必要があります。

- (1) 応募者が未成年の場合は、連帯保証人 2 名のうち 1 名は必ず親権者（法定代理人）とすること。
- (2) 2 名の連帯保証人は、それぞれ別に独立して生計を営む者であること（両親 2 名を連帯保証人 2 名にすることはできません。）
- (3) 法的に保証能力を有し、万一あなたが返還できなくなったときに代わりに弁済する資力を有する者であること。

静岡県のお問合せ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9-6
静岡県健康福祉部地域医療課 医師確保班
電 話：054（221）2868
FAX：054（251）7188
E-mail：chiikiiryou@pref.shizuoka.lg.jp

別表1 返還免除の条件に指定する静岡県内の公的医療機関等一覧(R6.9.1時点)

地域名	圏域名	病 院 名	公的医療機関等	担っている役割・機能等								
				公的病院	支援地域医療	救命救急センター	担っている役割・機能等 (院型・施設・後方支援医療)	災害拠点病院	災害拠点病院 精神科病院	へき地医療拠点病院	母子医療センター 総合周産期センター	小児救命救急センター
東部	賀茂	下田メディカルセンター	○	○								
		公益社団法人地域医療振興会伊豆今井浜病院	○							○		
		医療法人社団健育会西伊豆健育会病院	○							○		
		計	3	1	0	0	0	0	0	2	0	0
	熱海伊東	伊東市民病院	○	○	○			○				
		国際医療福祉大学熱海病院	○					○				
		計	2	1	1	0	0	2	0	0	0	0
	駿東田方	国立病院機構静岡医療センター	○		○			○				
		県立静岡がんセンター	○	○								
		沼津市立病院	○	○	○	○		○				
		裾野赤十字病院	○	○								
		伊豆赤十字病院	○	○								
		伊豆医療福祉センター	○	○								
		JA静岡厚生連中伊豆温泉病院	○	○								
		三島総合病院	○					○				
		沼津中央病院	○				○		○			
		フジ虎ノ門整形外科病院	○							○		
		NTT東日本伊豆病院	○							○		
		順天堂大学医学部附属静岡病院	○		○	○		○			○	
		計	12	6	3	2	1	4	1	2	1	0
	富士	富士宮市立病院	○	○	○			○				
		共立蒲原総合病院	○	○								
		富士市立中央病院	○	○	○			○				
		鷹岡病院	○				○					
		計	4	3	2	0	1	2	0	0	0	0
中部	静岡	県立こころの医療センター	○	○			○		○			
		県立こども病院	○	○	○						○	○
		県立総合病院	○	○	○	○		○		○		
		静岡市立静岡病院	○	○	○			○				
		静岡市立清水病院	○	○	○			○				
		静岡赤十字病院	○	○	○	○		○				
		静岡済生会総合病院	○	○	○	○		○				
		静岡厚生連静岡厚生病院	○	○								
		静岡厚生連清水厚生病院	○	○								
		清水駿府病院	○				○					
		JCHO桜ヶ丘病院	○							○		
		計	11	9	6	3	2	5	1	2	1	1
	志太榛原	島田市立総合医療センター	○	○	○			○				
		焼津市立総合病院	○	○	○			○				
		藤枝市立総合病院	○	○	○	○		○				
		榛原総合病院	○	○								
		コミュニティホスピタル甲賀病院	○							○		
		計	5	4	3	1	0	3	0	1	0	0
西部	中東遠	磐田市立総合病院	○	○	○	○		○				
		中東遠総合医療センター	○	○	○	○		○				
		聖隷袋井市民病院	○	○								
		市立御前崎総合病院	○	○								
		菊川市立総合病院	○	○								
		公立森町病院	○	○								
		計	6	6	2	2	0	2	0	0	0	0
	西部	浜松労災病院	○		○							
		国立病院機構天竜病院	○							○		
		浜松医療センター	○	○	○	○		○				
		浜松市リハビリテーション病院	○	○								
		国民健康保険佐久間病院	○	○						○		
		市立湖西病院	○	○								
		引佐赤十字病院	○	○								
		浜松赤十字病院	○	○	○			○				
		静岡厚生連遠州病院	○	○	○							
		総合病院聖隷浜松病院	○		○	○		○			○	
		総合病院聖隷三方原病院	○		○	○	○	○	○			
		神経科浜松病院	○						○			
		浜松医科大学医学部附属病院	○					○				
		計	13	7	6	3	1	5	2	2	1	0
		計	56	37	23	11	5	23	4	9	3	1

※網掛けは臨床研修実施施設

※本一覧表に記載されている医療機関以外にも、「公的医療機関に準ずるものとして知事が指定する医療機関」として、勤務先を指定することがあります。

別表2 出産・育児で休業等をした場合の履行期限の取扱い

休業等の区分	内容
産前産後休暇	大学卒業後（大学院生として修学研修資金の貸与を受けた場合にあっては医学を履修する課程修了後、専攻医として修学研修資金の貸与を受けた場合にあっては専門研修修了後）に取得した産前産後休暇の期間に相当する期間、履行期限を延長します。
育児休業	大学卒業後（大学院生として修学研修資金の貸与を受けた場合にあっては医学を履修する課程修了後、専攻医として修学研修資金の貸与を受けた場合にあっては専門研修修了後）に取得した育児休業の期間に相当する期間、履行期限を延長します。
育児短時間勤務	県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をした場合、次の計算式で算出した期間に相当する期間、履行期限を延長します。なお、算出した期間に1か月未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げることとします。 $\frac{\text{育児短時間勤務月数} - \text{育児短時間勤務月数}}{\text{育児短時間勤務月数}} \times \frac{\text{育児短時間勤務をした場合の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{1週間当たりの通常の所定労働時間}}$

別表3 育児短時間勤務に関する取扱い

区分	内 容
計算式	次の計算式により算出した期間を返還免除を受けるための勤務期間に算入します。 $\frac{\text{育児短時間勤務月数}}{\text{育児短時間勤務月数}} \times \frac{\text{育児短時間勤務をした場合の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{1週間当たりの通常の所定労働時間}}$

静岡県医学修学研修資金貸与制度Q & A

Q：連帯保証人の収入に条件はありますか？

A：具体的な収入の条件は設けておりませんが、連帯保証人は、支払能力があり十分な保証が可能である者としてします。
なお、2名の連帯保証人は、それぞれ別に独立して生計を営む者になります。（両親2名を連帯保証人2名にすることはできません。）

Q：他の奨学金の貸与を受けることができますか？

A：卒業後の医師としての就業先を制限する条件（返還免除条件として定める場合を含む）のある奨学金・貸付金でなければ、貸与を受けることができます。（日本学生支援機構の奨学金 など）

Q：「静岡県キャリア形成プログラム」の適用の流れを教えてください。

A：「静岡県キャリア形成プログラム」の適用者は、大学卒業後の9年間を県内病院で勤務していただくこととなります。臨床研修の2年間については県で研修先を指定することはありませんが、県内病院で研修をしていただきます（ご自身で、臨床研修マッチングに参加して決定していただくこととなります）。また、臨床研修2年目の時点で県内病院が基幹となる専門研修のコースを選択していただき、その後は選択したコースに沿って研修を進めていただきます。コースの詳細については下記のホームページを参照してください。

ふじのくに地域医療センター「静岡県キャリア形成プログラム」ホームページアドレス
<http://fujinokuni-doctor.jp/careerpro.html>

Q：「静岡県キャリア形成プログラム」から離脱することはできますか。

A：「静岡県キャリア形成プログラム」から離脱できる事由は、静岡県地域枠同意書別紙「地域枠における従事要件等の取扱いに関する要項」の「3 離脱要件」に記載の要件に限られています。県から同意を得ず離脱した場合は、その方を受け入れた臨床研修病院が医師臨床研修費補助金の減額等を受ける可能性があります。

Q：専攻する診療科は自分で選択できますか？

A：返還免除を受けるための条件として診療科を指定することはありません。

Q：貸与を受けている間や貸与を終了した後などに行わなければならない手続きはありますか？

A：修学研修資金の貸与の継続を希望する場合、大学を卒業した場合、返還免除を受けるための勤務を行った場合など、貸与を受けている間や貸与を終了した後も、所定の様式による申請・届出が必要です。また、現況確認等のため、書類の提出を依頼する場合がありますので、必ず期限を遵守の上、書類を提出してください。

（主な申請・届出書類）

貸与の継続を希望する場合	修学研修資金貸与継続申請書 等
貸与期間が満了した場合	返還猶予申請書、借用証書、印鑑証明書 等
大学4年生進級時	誓約書、印鑑登録証明書 等
大学を卒業し、 臨床研修を開始した場合	返還猶予申請書、勤務開始届、 卒業届、医師免許取得届 等
臨床研修を修了した場合	返還猶予申請書、臨床研修医療機関報告書 等
卒後3年目以降の毎年度	返還猶予申請書、業務従事医療機関報告書 等

※ 卒業まで継続して貸与を受けていただきます（途中学年での継続辞退不可）が、毎年度貸与継続申請を行う必要があります。

Q：連帯保証人に記入してもらわなければならない書類はありますか？

A：誓約書の記入及び実印の押印をしていただきます。連帯保証人には今後、誓約書記載の極度額（保証の限度額）の範囲で保証をしていただきます。また、印鑑登録証明書を添付する必要がありますので、そちらも併せてご提出ください。

なお、4年生進級時（契約締結から3年以内）にも改めて連帯保証人による誓約書の作成が必要となります。留年等で極度額の変更が想定される場合にも作成が必要となりますので、ご注意ください。

Q：医師国家試験に合格しなかった場合、直ちに資金の返還を求められますか？

A：直ちに返還とはなりませんが、返還免除を受けるためには、大学卒業後2年以内に医師免許の登録を完了することが必要です。「国家試験合格」ではなく「医師免許の登録」で判断しますのでご注意ください。

Q：出産・育児により、必要な期間、返還免除を受けるための勤務を中断することは認められますか？この場合、履行期限はどのような取扱いになるのですか？

A：産前産後休暇や育児休業により休業等をする場合、個別にご相談いただければ、資金の返還を求めずに、必要な期間内で返還免除のための勤務の中断を認めるとともに、休業等をした期間に相当する期間、履行期限を延長します。また、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をした場合は、4 ページの別表2に掲げる計算式により算出した期間に相当する期間、履行期限を延長します。

Q：返還免除を受けるための勤務期間が終了した後、自動的に免除になりますか？また、免除後も、県から連絡が来ることはありますか？

A：返還免除を受けるための勤務期間が終了した後、県内公的医療機関等で勤務したことを証明する書類と共に返還免除の申請が必要です。また、県では、返還免除を受けるための勤務期間が終了した後も、引き続き県内で勤務を続けていただくことを期待しています。このため、返還免除後の勤務先や、勤務状況については、定期的にアンケート等を実施したいと考えておりますので、その際にご協力をお願いいたします。